

令和8年度 海辺の監視・救助業務に関する単価

公益財団法人 日本ライフセービング協会

令和8年度における海辺の監視・救助業務に関わる人件費、諸経費、管理費等は以下の通りとする。

1) 人件費 (8時間/日)

- ① エリアマネージャー^{※1} [認定ライフセーバー以上の資格者] 42,000 円/日*
- ② パトロールキャプテン^{※2} [認定ライフセーバーアドバンス以上の資格者] 36,400 円/日*
- ③ 認定上級ライフセーバー^{※3} [認定ライフセーバーアドバンス以上の資格者] 33,600 円/日*
- ④ 認定ライフセーバー^{※4} 28,000 円/日*
- ⑤ IRB (救助用ゴムボート) ドライバー [IRB ドライバー資格者] 34,000 円/日*
- ⑥ PWRC (救助用水上バイク) オペレーター [PWRC オペレーター資格者] 34,000 円/日*
- ⑦ UAVパイロットリーダー 34,000 円/日**
- ⑧ UAVパイロット 30,000 円/日**

*単価には、昼食、保険^{※5}、ユニフォーム含む。

**UAVパイロットリーダーおよびパイロットは、認定ライフセーバー以上の資格者でかつ、ドローン操縦資格 (ドローン国家資格「一等無人航空機操縦士」, 「二等無人航空機操縦士」) もしくはこれらに準じる資格) を有する者を対象とする。単価には昼食、保険含む。

2) 旅費

- ① 自宅から勤務地までの往復交通費 (公共交通) 実費
- ② 宿泊費 実費 (但し、宿泊費の限度額は、本協会の旅費規程に準ずる。)

3) レンタル器材料

- ① レスキューボード 3,000 円/日
- ② レスキューチューブ 500 円/日
- ③ バックボード 2,000 円/日
- ④ IRB (救助用ゴムボート) 50,000 円/日
- ⑤ PWRC (救助用水上バイク) 55,000 円/日 (ライフスレッド含む)
- ⑥ AED 44,000 円/2ヶ月
- ⑦ トランシーバー 2,000 円/日
- ⑧ UAV 機体 57,500 円/日 (損害賠償保険等の保険加入含む)
- ⑨ UAV 運用資器材 17,500 円/日

4) 器材諸経費

- ① 器材運搬経費は別途実費とする。
- ② PWRC, IRB に係る燃料費は別途実費とする。

5) 管理費

(直接人件費 + 直接経費) × 10%

6) その他

- ① 消費税は別途とする。
- ② UAV 飛行のための申請業務は別途 (70,000 円) とする。

※1 エリアマネージャーとは、5 海岸程度のエリアを管轄し、ライフセーバーの配置や安全管理を指揮する現場責任者を指し、エリア内の監視救助活動を統括し、有事の際には、自治体、公

的救助機関等の関係諸機関に連絡をするとともに、エリア内のライフセーバー及び他のエリアのライフセーバーと連携促進を図る。

※2 パトロールキャプテンとは、3年以上のパトロール経験があり、アドバンスサーフライフセーバー資格以上の資格を保持し、海水浴場内のライフセーバーの配置や安全管理を指揮する現場責任者を指し、海水浴場内の監視救助活動を統括し、有事の際には、自治体、公的救助機関等の関係諸機関に連絡をするとともに、海水浴場内の安全を図る。

※3 認定上級ライフセーバーとは、2年以上のパトロール経験があり、アドバンスサーフライフセーバー資格以上の資格を保持し、担当する監視エリア内のライフセーバーの配置や安全管理を指揮する上級ライフセーバーを指し、担当する監視エリア内の監視救助活動を統括し、有事の際には、監視本部や他の監視エリアのライフセーバーと連携を図り、担当する監視エリア内の安全を図る。

※4 認定ライフセーバーとは、救助技能を有するJLAが認定する下記の資格保持者を指す。

- ①ベーシックサーフライフセーバー資格
- ②アドバンスサーフライフセーバー資格
- ③サーフライフセービングアシスタントインストラクター資格
- ④サーフライフセービングインストラクター資格

※5 人件費に含む加入保険の詳細

1) JLA 認定ライフセーバー資格登録者加入保険

①傷害保険

JLAの管理下の「ライフセービング活動中」や「自宅とその活動との通常経路中」に、急激かつ偶然な外来の事故でケガをしたり、後遺障害を負ったり、死亡した場合に補償する保険。

死亡保険金額	500万円
後遺障害保険金額	500万円～20万円
入院保険金額	3,000円
通院保険金額	2,000円
手術保険金額	入院保険金額の5倍～10倍

②団体賠償責任保険

JLAの管理下のライフセービング活動中に、ミスにより発生した偶然な事故に起因して他人に身体の障害もしくは、財物の損壊を与えてしまった場合に法律上の損害賠償責任を補償する保険。認定ライフセーバー資格登録者同士の事故には、法律上の賠償責任が発生しない為、保険対象とならない。

賠償責任保険（身体・財物）	2億円
賠償責任保険（管理財物）	50万円
賠償責任保険（人格権侵害）	50万円
事故対応費	500万円
見舞費用（死亡）	50万円
見舞費用（後遺障害）	2万円～50万円
見舞費用（入院）	2万円～10万円
見舞費用（通院）	1万円～5万円

③個人賠償責任保険

個人のライフセービング活動中に、ミスにより発生した偶然な事故に起因して他人に身体

の障害もしくは、財物の損壊を与えてしまった場合に法律上の損害賠償責任を補償する保険。認定ライフセーバー資格登録者同士の事故には、法律上の賠償責任が発生しない為、保険対象とならない。

賠償責任保険（身体・財物）1億円 （1事故につき5千円の自己負担）

2026年4月1日
JLA 救助救命本部